

令和5年6月6日 東京地方裁判所刑事第4部宣告

令和4年刑（わ）第2733号 贈賄被告事件

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役1年に処する。

この裁判確定の日から、被告人兩名に対し3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人Aは、平成16年10月から平成29年9月まで株式会社Cの代表取締役、その後、同社の取締役兼顧問であったもの、被告人Bは、同社の代表取締役であったもの、Dは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の理事として、組織委員会の理事会を構成し、その業務執行の決定等について議決権を行使するとともに、組織委員会のマーケティング業務に関し、第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会（以下、両大会を合わせて「東京2020大会」という。）への協賛企業を募るなどの職務に従事していたもの、Eは、株式会社Fを経営し、その代表取締役であったものであるが、被告人兩名は、共謀の上、平成29年2月頃から平成31年2月頃までの間、数回にわたり、東京都港区a b丁目c番d号所在の株式会社G事務所等において、Dに対し、前記株式会社Cが、東京2020大会のエンブレム等を付したライセンス商品の販売・製造を行うためのライセンス契約に関し、その締結を円滑に行ってもらいたい旨及びその履行について、ライセンス商品の販売促進を行ってもらいたい旨など、同社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたい旨の請託をした上で、D及びEに対し、前記取り計らいを受けたことの謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、別表記載のとおり、令和2年1月20日から令和3年4月20日までの間、6回にわたり、東

京都千代田区 e 町 f 丁目 g 番地 h 所在の株式会社 H 銀行 I 支店に開設された株式会社 C 名義の普通預金口座から、東京都中央区 i j 丁目 k 番 1 号所在の株式会社 J 銀行 K 支店に開設された株式会社 F 名義の普通預金口座に現金合計 2 2 3 万 8 9 4 4 円を振込入金し、もって D の職務に関し同人らに対し賄賂を供与した。

(量刑の理由)

本件は、ぬいぐるみの販売等を行う会社の役員であった被告人両名が、組織委員会の理事である D に対し、東京 2 0 2 0 大会のエンブレム等を付したライセンス商品のライセンス契約に関し、その締結を円滑に行ってもらいたい旨など自社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたい旨の請託をし、取り計らいを受けたことの謝礼などの趣旨のもとに、3 か月ごとにその間のライセンス商品の販売合計額の 1. 5 パーセントにあたる金員を賄賂として D らに対して供与した事案である。

被告人両名が供与した賄賂の合計額は、2 2 3 万 8 9 4 4 円である。本件の賄賂の合計額のほか、被告人両名が事実を認めて反省していること、被告人 A の妻で被告人 B の母が当公判廷で両名を監督する旨証言していることなどを踏まえ、主文のとおり of 刑を定め、その刑に執行猶予を付した。

(求刑 被告人両名につき懲役 1 年)

令和 5 年 6 月 6 日

東京地方裁判所刑事第 4 部

裁判長裁判官 高 橋 康 明

裁判官 内 山 香 奈

裁判官 木 村 航 晟

(別表省略)